令和3年度原子力規制委員会臨時会議

第24回会議議事要旨

令和3年7月28日(水)

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会臨時会議 第24回会議

令和 3 年 7 月 28 日 16:00~18:00 原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題1:日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可、工事計画認

可、運転期間延長認可及び保安規定変更認可に係る審査請求及び執行

停止の申立てに対する決定

議題2:令和3年度第1四半期の原子力規制検査等の結果(核物質防護関係)

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員 原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、市村原子力規制部長(議題1のみ)、小野長官官房審議官(議題1のみ)、金子緊急事態対策監(議題2のみ)、児嶋総務課長、布村参事官(議題1のみ)、田口安全規制管理官(実用炉審査担当)(議題1のみ)、大浅田安全規制管理官(地震・津波審査担当)(議題1のみ)、古金谷検査監督総括課長(議題2のみ)、中村安全規制管理官(核セキュリティ担当)(議題2のみ)、他

- ○議題1について、冒頭、更田委員長から、審議内容が、原子力規制委員会自らが行った処分の適否及び当不当について審理するという審査請求手続の性質に鑑み、原子力規制委員会議事運営要領第7条の規定に基づき、本日の会議を非公開で開催することについて諮り、出席した全委員がこれに賛成し、原子力規制委員会として決定した。
- ○審理官である布村参事官から、資料1に基づき、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可、工事計画認可、運転期間延長認可及び保安規定変更認可に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)及び執行停止の申立て(以下「本件執行停止申立て」という。)並びに裁決書案及び決定書案について、説明を行った。
- ○本件審査請求につき、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第43条の3の 8第1項に基づき処分した設置変更許可、同法第43条の3の9第2項に基 づき処分した工事計画認可、同法第43条の3の32第3項に基づき処分し た運転期間延長認可及び同法第43条の3の24第1項に基づき処分した保 安規定変更認可に違法性及び不当性はないことを確認した。
- ○本件執行停止申立てにつき、原子力規制委員会は、「処分、処分の執行又は手 続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」と認め られないことを確認した。
- ○原子力規制委員会は、審理手続を終結し、審査請求人らにこれを通知することを決定するとともに、本件審査請求及び本件執行停止申立てにつき、裁決書案及び決定書案について一部修正の上決定した。また、資料及び議事要旨については、審査請求人に対し審理手続を終結した旨の通知及び裁決の送達を行った後、原子力規制委員会ホームページに公開することを決定した。
- ○議題2について、冒頭、更田委員長から、審議内容が、核物質防護に関するものであって、情報公開法に定める不開示情報を取り扱うものであること及び会議資料が当該不開示情報に該当するものを含むことから、原子力規制委員会議事運営要領第7条及び第8条の規定に基づき、
 - ・本日の会議を非公開で開催すること
 - ・本日の資料のうち公開可能なものは原子力規制委員会のホームページで公開し、その余は非公開とすること

について諮り、出席した全委員がこれに賛成し、原子力規制委員会として、上 記のとおり決定した。

○原子力規制委員会は、資料2に基づき、検査指摘事項の重要度・深刻度の評価 を含め、令和3年度第1四半期の原子力規制検査等の結果(核物質防護関係) の報告を受けた。

文責: 実 用 炉 審 査 部 門 (議題1)

核セキュリティ部門(議題2)